

《社会参加の促進》

(1) 自動車運転免許証取得費助成

自動車運転免許証の取得により、更生に役立つことが見込まれる身体障害者に、免許証の取得費用の一部を助成します。

＜対 象 者＞

都道府県公安委員会指定自動車教習所で自動車運転免許証を取得した方

＜助 成 制 限＞

家族の前年分所得税額が120,000円以下であること。

＜助 成 額＞

免許証取得費の2/3以内で100,000円を限度

＜手続きに必要なもの＞

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・印鑑
- ・免許取得費の領収書
- ・その他必要な書類

㊤ 免許取得後4か月以内に申請してください。

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

(2) 自動車改造費助成

満18歳以上の身体障害者手帳所持者で肢体不自由1・2級の方が、就労等に伴い利用する自動車について、その改造費を助成します。

＜対 象 者＞

身体障害者手帳所持者で肢体不自由1・2級の方が就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置又は駆動装置を改造する必要がある方

＜助 成 制 限＞

前年の所得が特別障害者手当における所得制限額を超えないこと。

㊤ 1 前回の申請から3年以上経過していること。

㊤ 2 改造経費の支払い完了後4か月以内に申請してください。

＜助 成 額＞

100,000円が上限

＜手続きに必要なもの＞

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・車検証
- ・印鑑
- ・改造経費の明細書及び領収書
- ・改造仕様書
- ・改造部分の写真
- ・年金等の収入金額についての証明書
- ・その他必要な書類

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

(3) 手話通訳者及び要約筆記通訳者の派遣

聴覚障害者、音声機能障害者、言語機能障害者や、それらの者とコミュニケーションを図る必要がある方に、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣します。

<派遣対象>

次に掲げる場合に、通訳者を派遣します。

- ・ 健康の維持・増進に関すること（病院・保健所・その他）
- ・ 官公署に関すること（市役所・ハローワーク・警察署・その他）
- ・ 教育に関すること（学校・保育所・その他）
- ・ 公的活動に関すること（講演会・大会・その他）
- ・ 一般生活に関すること（冠婚葬祭など）
- ・ その他、緊急を要するとき

<申 込 先>障害福祉課 障害福祉担当 FAX054-626-2189

(4) 「点字の広報」「声の広報」の配布

視覚障害者の方々に、「広報やいづ」について「点字の広報」と「声の広報」を無料で配布しています。

- ・ 点字広報を作成してくださるのは、点字サークル『六星会』
- ・ CDを作成してくださるのは、音訳グループ『ラ・コンテ』

<問 合 せ 先>

- ・ 「点字の広報」 障害福祉課 障害福祉担当 ☎054-626-1127
- ・ 「声の広報」 焼津市社会福祉協議会 ☎054-621-2941

(5) 盲導犬の給付

重度視覚障害者に対し盲導犬を給付する制度です。

<対象者・給付要件>

満18歳以上の在宅の視覚障害者で次に掲げる方

- ・ 身体障害者手帳の視覚障害の程度が1・2級の方
- ・ 就学などにより社会活動への参加に効果があると認められる方
- ・ 歩行訓練の結果、給付が適当と認められる方

⑨ 給付候補者は盲導犬使用のための歩行指導訓練を受けなければなりません。また、給付頭数が限られており申請から給付までに時間がかかる場合があります。

<給 付 制 限>

本人の属する世帯の前年分所得税額が一定額以上であるとき等は給付されません。

<問 合 せ 先>障害福祉課 障害福祉担当

(6) 福祉車両の無料貸出し

歩行困難な下肢障害者等に社会参加の促進を図ってもらうためのものです。

<仕 様>

車椅子用のスロープやリフトが装備されており、車椅子やキャスター付ベッドに乗ったまま乗降ができます。

<利用範囲>

- ・ 通院、又は入院の往復
- ・ 福祉関連行事への参加
- ・ レクリエーション又はリフレッシュのための利用

<対象者>

焼津市内に住所を有する障害者で、寝たきり状態、車椅子常用又はこれらと同程度の状態の方

<条件>

燃料を満タンにして返すこと。

<問合せ・申込先> 焼津市社会福祉協議会 ☎054-621-2941

(7) 視覚障害者社会生活訓練（主に女性と青年の視覚障害者）

視覚障害者の方に、日常の生活で必要とされる諸能力の向上を図るための制度です。

<訓練内容>

- ・ 家事、家庭生活の基本に関すること
- ・ 美容又は身だしなみに関すること
- ・ 教養又は趣味に関すること
- ・ IT講習

<問合せ先> 静岡県視覚障害者協会 ☎054-251-8090

(8) 視覚障害者訪問支援

通所による歩行訓練等が困難な在宅の視覚障害者を対象に、歩行訓練士やカウンセラーが自宅を訪問し、社会参加を支援します。

<問合せ先> 静岡県視覚障害者情報支援センター ☎054-253-8180

(9) 音声機能障害者発声訓練

喉頭摘出により、声を失った方々に対して発声訓練を行い、第二の声を習得してもらうために音声機能障害者発声講習会を開催します。

<問合せ先> 静岡県静鈴会（しずおかけんせいいいかい） ☎(FAX) 055-975-0955（会長宅）

静岡県身体障害者福祉会 ☎ 054-252-7829

FAX 054-255-2011

(10) 聴覚障害者生活訓練

聴覚障害者にとって特に大切なことについて、手話通訳付きで、講演会、教養講座等を開催します。

<問合せ先> 静岡県聴覚障害者協会 ☎ 054-254-6303

FAX 054-254-6294

(11) 郵便等による不在者投票

重度の身体障害により投票所に行くことができない選挙人は、在宅で郵便等による不在者投票をすることができます。

なお、投票に先立って、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。この証明書の交付申請に必要な書類など手続方法は、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

＜対 象 者＞（○印の該当者）

障 害 名	障害の程度		
	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

⑨ 郵便等による不在者投票における代理記載

上記に該当する選挙人で、かつ、上肢又は視覚の障害の程度が1級である方（自ら投票に関する記載をすることができない者として定められた障害のある方）は、投票に関する書類について、選挙権を有する者に代理記載をさせ、不在者投票をすることができます。この場合には、「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、あらかじめ、その代理記載人となる方を選挙管理委員会に届け出る必要があります。

＜問合せ・申込先＞

選挙管理委員会事務局 ☎054-626-1134、FAX 054-626-2185

(12) ヒアリンググループ及び要約筆記用パソコン機器を貸し出します。（貸出無料）

ヒアリンググループとは、耳の不自由な人が誘導コイルの付いた補聴器を耳につけることでマイクを通じて発せられた音声を、よりはっきりと聞き取ることができる装置です。

このほか、要約筆記用パソコン機器を含め会議や講演会などに利用したい人は、下記に問い合わせてください。

＜問合せ・申込先＞

焼津市社会福祉協議会 ☎054-621-2941、FAX 054-626-0573

(13) 聴覚・視覚障害者災害情報

地震、気象、火災などの災害に関する情報や、同報無線の放送内容を、やいづ防災メールや焼津市公式LINEで配信しています。これらの登録に関しては、地域防災課（☎054-623-2554、FAX 054-625-0132、メール tiikibousai@city.yaizu.lg.jp）までお問い合わせください。

また、障害のある方からの119番通報の方法を志太消防本部のホームページ（<https://www.shida119.jp/command-center/>）で紹介しています。詳細は、志太消防本部情報指令課（☎054-623-1119、FAX 054-623-9155、お問合せフォームURL <https://www.shida119.jp/contact-us>）までお問い合わせください。

(14) 110番アプリ

聴覚や言語に障害がある人など、音声による110番通報が困難な人がスマートフォンなどを利用して、文字や画像により警察へ通報ができるシステムです。

全国どこからでも通報することができ、通報場所を管轄する警察本部が受理します。アプリの使い方やダウンロードの手順等は、静岡県警察のウェブサイト

（<https://www.pref.shizuoka.jp/police/about/110kinkyu/shogai.html>）をご確認ください。

(15) ゆずりあい駐車場事業

障害者等に「ゆずりあい駐車場の利用証」を交付します。本人が利用時に車内に利用証を表示することで、各種施設において、ゆずりあい駐車場の利用の適正化を図ります。

<対象者>

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが・病気等で一時的に歩行困難な方

<持ち物>

- ・障害者手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳等（けが・病気等で一時的に歩行困難な方は、医師の診断書）

③ 交付の手続きや受付窓口、対象者の詳細については下記にお問い合わせください。

<問合せ・申込先>

障害福祉課障害福祉担当 ☎054-626-1127、FAX 054-626-2189

大井川市民サービスセンター 受付担当 ☎054-662-0548、FAX 054-662-0834

地域包括ケア推進課高齢者福祉担当 ☎054-626-1117、FAX 054-621-0034

(16) 障害者等の施設使用料の全額免除

障害者（市内に居住する障害者手帳所持者）、難病患者（市内に居住する指定医療費（指定難病）受給者証または登録者証所持者や、障害者団体等が市の有料施設を使用する場合の使用料が全額免除されます。

<対象施設>

会議室など	総合福祉会館（浴室を含む）、大井川福祉センター（浴室を含む）、市内各公民館、大井川商工業研修センター、大井川港コミュニティ防災センター
スポーツ施設	総合グラウンド（野球場、陸上競技場、テニス場、総合体育館）、大井川河川敷運動公園（陸上競技場、スポーツ広場）、焼津体育館、大井川体育館、ディスカバリーパーク焼津（水夢館）、青峰プール、漁船員テニス場、田尻スポーツ広場、飯淵グラウンド、焼津中央広場、都市公園（石脇公園、中公園、中根公園、小川公園、大覚寺公園など）、市内各小・中学校（夜間・休日のグラウンド・体育館等）
文化施設など	ディスカバリーパーク焼津（天文科学館）、焼津文化会館、大井川文化会館、ターントクルこども館

全額免除を受ける場合には、

- ① 「個人利用施設」については、各施設窓口での障害者手帳等の提示などが必要となります。詳しくは、各施設窓口にお問い合わせください。
- ② 「団体利用施設」については、各施設窓口での障害者団体認定書の提示などが必要となります。（このほかに、スポーツ施設では事前の団体登録も必要です。）詳しくは、各施設窓口にお問い合わせください。
- ③ 障害者団体については、あらかじめ市の認定を受ける必要があります。障害者団体認定書の交付手続きについては、下記にお問い合わせください。

<問合せ・申込先>

地域福祉課福祉調整担当 ☎054-631-5530、FAX 054-626-2189